

Goldman  
Sachs

回る地球の債券投資。

# ガリレオ<sup>®</sup>

ガリレオ

追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資専用／信託期間 無期限

目論見書

2004.7

(注)「ガリレオ」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

■設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

- この目論見書により行うガリレオ(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成16年1月20日に関東財務局長に提出しており、平成16年1月21日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。運用によって信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいわば、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行なう取次会社を含むことがあります。
- (注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」といっています。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注4) 本書においてガリレオを「本ファンド」といいます。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「ガリレオ」および「本ファンド」にガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)も含むことがあります。

## &lt;目 次&gt;

1.	ファンド概要	.....	1
	1-1. 商品概要	.....	1
	1-2. お買付けとご換金	.....	2
2.	ファンドのポイント	.....	4
	2-1. ファンドの特徴	.....	4
	2-2. 運用手法	.....	10
	2-3. 運用方針	.....	12
3.	運用体制	.....	13
	3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制	.....	13
	3-2. 運用体制に関する社内規則等	.....	13
	3-3. リスク管理体制	.....	14
4.	分配方針	.....	15
5.	リスクおよび留意点	.....	16
	5-1. 元本変動リスク	.....	16
	5-2. その他の留意点	.....	18
6.	ファンドの情報提供	.....	20
	6-1. 販売会社	.....	20
	6-2. 基準価額	.....	20
	6-3. 運用報告書	.....	20
	6-4. その他ディスカロージャー資料	.....	20
7.	お申込手続き	.....	21
	7-1. お買付け	.....	21
	7-2. ご換金	.....	22
	7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点	.....	23
8.	費用および税金	.....	25
	8-1. 手数料、信託報酬および諸費用	.....	25
	8-2. 課税上の取扱い	.....	27

## &lt;目 次&gt;

9.	信託の終了・約款の変更等	.....	30
	9-1. 信託の終了	.....	30
	9-2. 約款変更	.....	31
	9-3. 反対者の買取請求権	.....	31
	9-4. その他の契約の変更	.....	32
10.	受益者の権利等	.....	33
11.	内国投資信託受益証券事務の概要	.....	34
12.	ファンドの概況	.....	35
	12-1. ファンドの沿革	.....	35
	12-2. 投資対象および投資制限	.....	35
	12-3. ファンドの関係法人	.....	35
13.	委託会社等の概況	.....	37
14.	ファンドの経理状況および運用状況	.....	38
	14-1. 財務諸表	.....	41
	14-2. ファンドの現況	.....	52
	14-3. 運用状況	.....	55
15.	その他	.....	60

## 投資信託用語集

## 信託約款

ガリレオ

## 1. ファンド概要

### 1-1. 商品概要

ファンド名	ガリレオ
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／自動けいぞく投資専用
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	『ガリレオ・マザーファンド』の受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドは主として日本を含む世界各国の債券および通貨に投資します。 (債券先物取引 <sup>(*)</sup> 、円短期金融商品等を含みます。円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることができます。)
ベンチマーク	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)と1ヶ月LIBORを80対20で合成した複合ベンチマーク
決算日	毎年4月20日および10月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として毎決算時に行います。 収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。販売会社によっては、収益分配金を定期的に受取る旨の契約を締結することができます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

信託設定日	1997年5月1日
信託期間	原則として無期限
募集期間	2004年1月21日から2005年1月20日まで (募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	5,000億円を上限とします。

信託報酬	純資産総額に対して年率1.575%(税込)
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.05%を上限として定率で差引かれます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	日興シティ信託銀行株式会社

\* 本書では、「債券」という場合、原則として債券先物取引等を含むものとします。

## 1. ファンド概要

### 1-2. お買付けとご換金

お買付け・ご換金	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)を除く毎営業日にお申込み可能です。
申込受付締切時間	毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので各販売会社にご確認ください。
買付価額・換金価額	お申込日の翌営業日の基準価額
買付単位	1万円以上1円単位 (注)販売会社によって異なります。
お申込手数料	2.10%(税込)を上限として、各販売会社の定める料率となります。
換金単位	1口単位
信託財産留保額	なし
換金代金のお支払い	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払い致します。
課税関係	詳しくは、後記「8-2.課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込みの詳細については、販売会社にお問合せのうえ、ご確認ください。

販売会社については「6-1. 販売会社」をご参照ください。

## 1. ファンド概要

### ロンドンまたはニューヨークの休業日

2004年	8月30日	一般公休日(ロンドン)
	9月6日	労働者の日(ニューヨーク)
	10月11日	コロンブス記念日(ニューヨーク)
	11月11日	休戦記念日(ニューヨーク)
	11月25日	感謝祭(ニューヨーク)
	12月24日	振り替え休日(ニューヨーク)
	12月25日	クリスマス(ロンドン／ニューヨーク)
	12月26日	ボクシングデー(ロンドン)
	12月27日	振り替え休日(ロンドン)
	12月28日	振り替え休日(ロンドン)
2005年	1月1日	ニュー・イヤーズ・デー(ロンドン／ニューヨーク)
	1月3日	振り替え休日(ロンドン)
	1月17日	キング牧師誕生記念日(ニューヨーク)

2004年7月20日現在、委託会社が認識し得る2005年1月までのロンドンまたはニューヨークの休業日です。(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

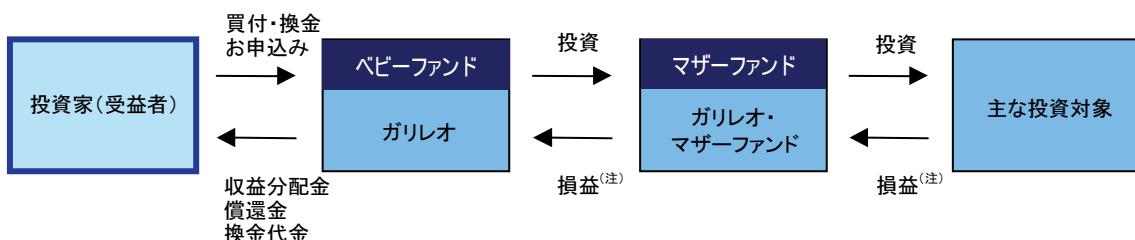
#### 本ファンドの特徴

1. 世界の先進国の国債および通貨を中心に分散投資します。
2. 基本資産配分は、債券80%、円短期金融商品20%です。
3. 資産間、債券国別、通貨の各配分比率の変更を通じて、収益の向上を目指します。
4. 外貨建資産については100%円ヘッジを基本とすることで、為替相場変動の影響を低減します\*。
5. ゴールドマン・サックスが開発した計量運用モデル群を用いて運用を行います。

\* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。  
 (注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、実質的に本ファンドと同一の運用方針を有するマザーファンド(以下本ファンドおよびマザーファンドを総称して「ガリレオ」といいます。)への投資を通じて、主に、世界の先進国の国債および通貨へ分散投資を行います。

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドである本ファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



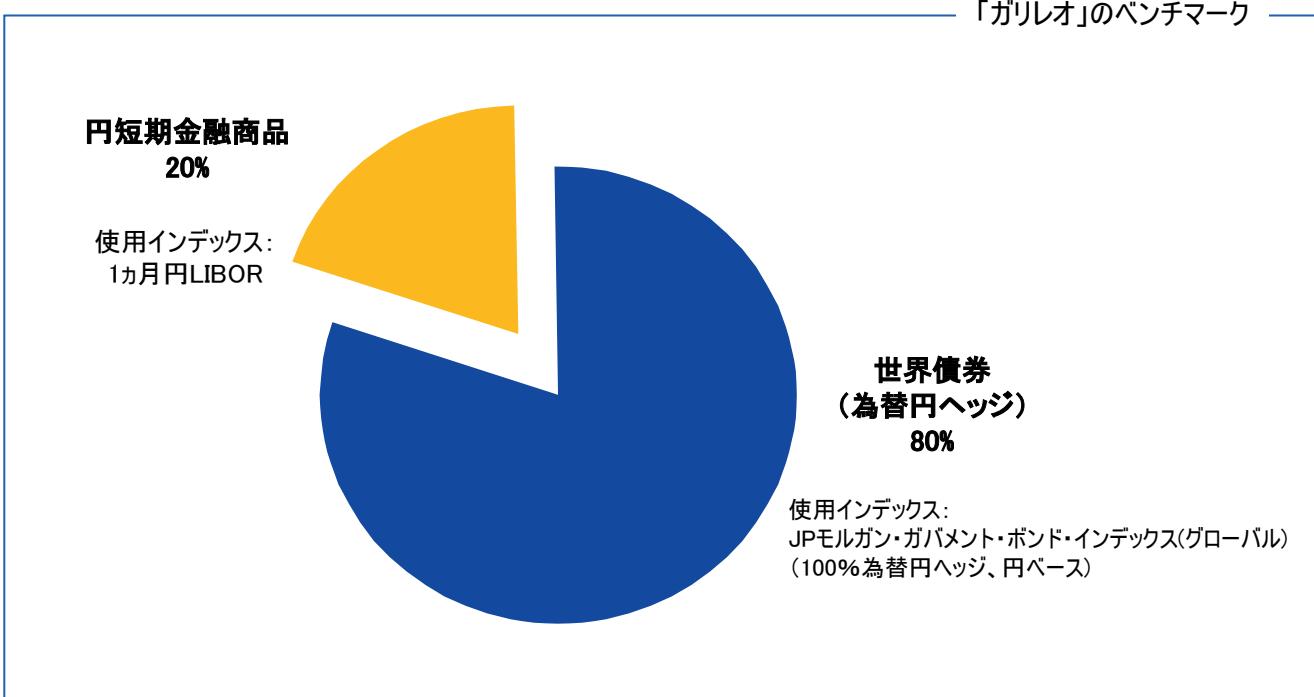
(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

「ガリレオ」は、日本を含む先進国を中心とした世界の国債および通貨を主な投資対象とします。

「ガリレオ」は、世界の主要な国債市場をカバーする代表的な指数のひとつであるJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル) (100%為替円ヘッジ、円ベース)と1ヵ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークを採用しています。



ひとつの国の債券だけに投資した場合、投資結果は、ひとつの国の金利動向などの市場要因に主に左右されることになります。「ガリレオ」では、投資対象とする国および通貨を広く分散することにより、リスクを分散し、安定したリターンを追求します。

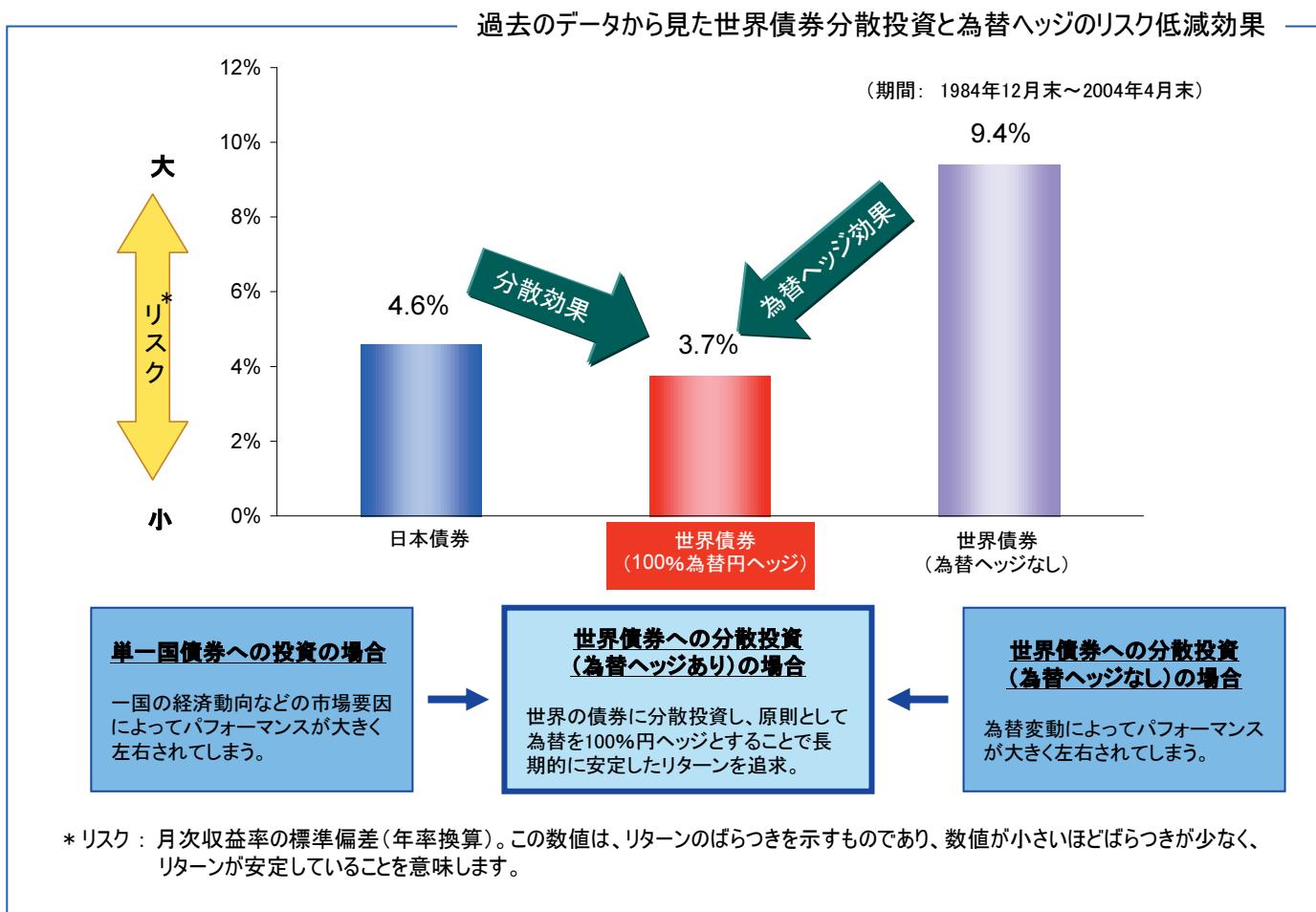
## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

海外への投資において、為替変動は大きなリスク要因となります。円安になれば、為替差益が得られますが、逆に、円高になれば、為替差損が生じてしまいます。ただし、「為替ヘッジ」という方法を用いれば、コストはかかりますが、為替変動の影響を低減することができます。

「ガリレオ」は、ひとつの国の債券のみに投資するのではなく世界の債券に分散投資することにより、リスクを分散して、より安定したリターンを追求すると同時に、外貨建資産については原則として対円で100%為替ヘッジを行い、為替相場変動の投資成果への影響を低減させることで、より安定したリターンを追求します。

ただし、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジに伴うコストまたはプレミアムのことです。海外の短期金利と日本の短期金利の差とほぼ同じとなります。したがって、海外の金利が日本の金利より高い場合であっても、それを直接享受できるとは限りません。また、「ガリレオ」では後記のとおり通貨配分を行いますので、為替リスクがなくなるわけではありません。

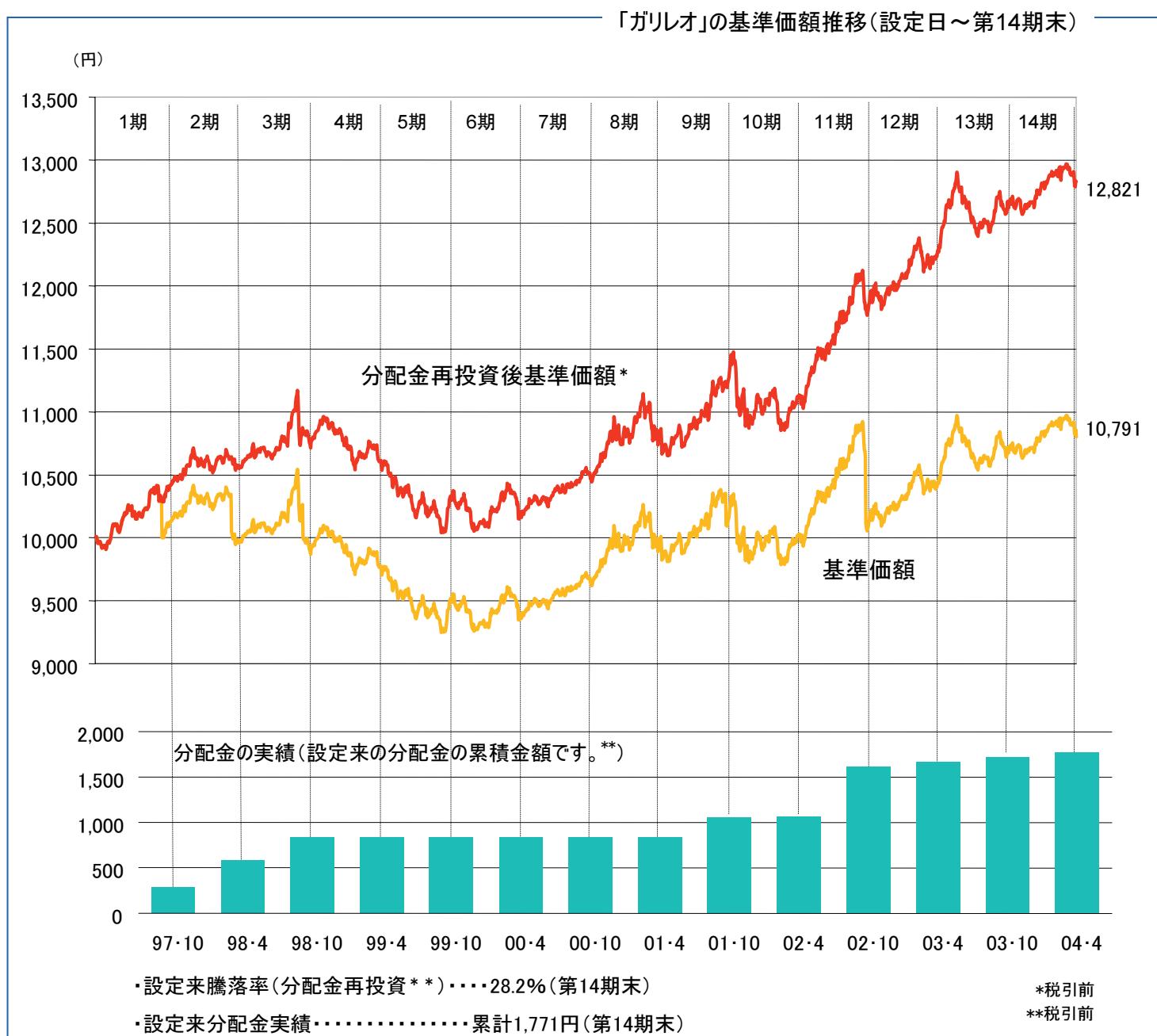


上記のデータは、日本債券はJPモルガン日本債券インデックス、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を使用しています。上記のデータはあくまでインデックスの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

短期的に見ると、主に金利動向により、ファンドの価格は変動します。一方で、価格の変動は長期的にはより安定化していくことが過去のデータから見られていますので、長期保有をお勧めします。



過去の実績は将来の運用成果等をお約束するものではありません。騰落率は実際の投資家利回りと異なります。

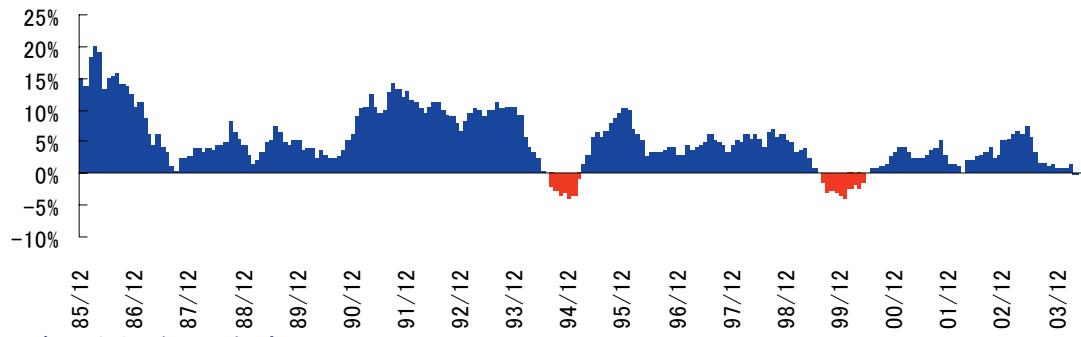
## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

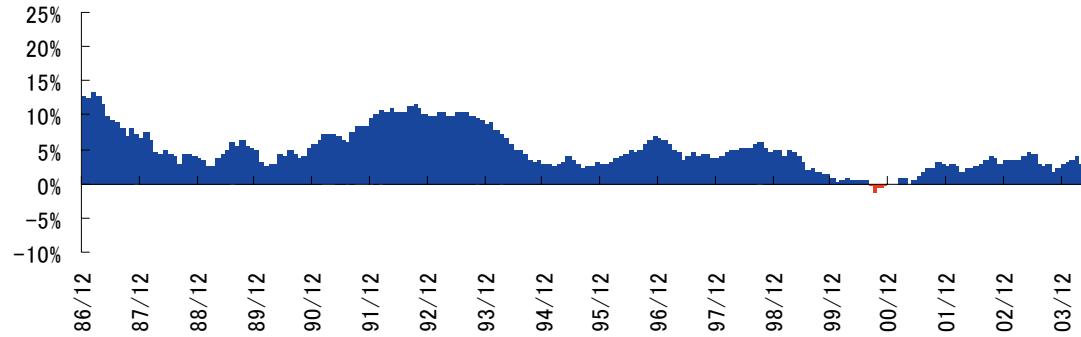
ガリレオのベンチマークに、各期間投資したと仮定した場合の收益率

(期間:1984年12月末～2004年4月末)

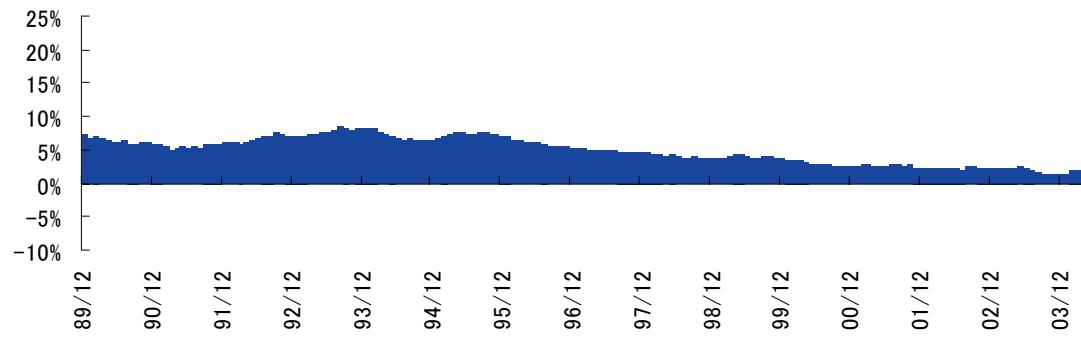
■各月から1年間



■各月から2年間(年率)



■各月から5年間(年率)



■上の図は、例えば84年12月に投資を開始し85年12月に売却…と、各月から1年間「ガリレオ」のベンチマークに投資したと仮定した場合の收益率を表したもので。以下、同様に各月から2年間、5年間と、「ガリレオ」のベンチマークに投資したと仮定した場合の年間收益率を表しています。短期間の投資の場合、収益の変動幅が大きくなる傾向がありますが、投資期間を長期化するにしたがい、収益の変動幅が小さくなり、リターンが安定化していくことがわかります。

上記のデータはあくまで「ガリレオ」のベンチマークの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

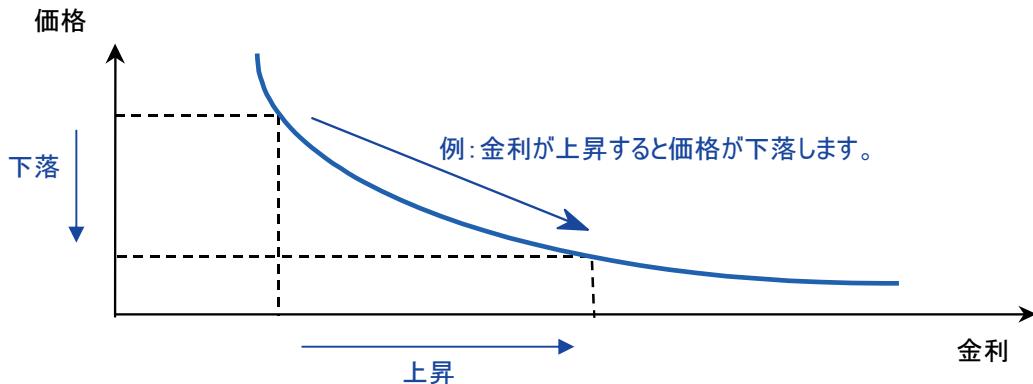
## 2. ファンドのポイント

### 2-1. ファンドの特徴

#### 《「ガリレオ」のリターンとリスクの源泉》

- ・「ガリレオ」は、主に世界の債券に投資しますので、長期的には、債券の利息収入が収益の主な源泉となります。
- ・債券の価格変動も基準価額の変動要因となります。債券の市場価格は、金利が低下した場合上昇する傾向にありますが、逆に金利の上昇局面では下落する傾向にあります。
- ・外貨建債券への投資は為替変動リスクが伴いますが、「ガリレオ」では原則として対円で100%為替ヘッジすることを基本とし、本リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジにあたっては日本と海外の短期金利差に相当するコストまたはプレミアムが発生します。
- ・以上に加え、後記「2-2. 運用手法」のアクティブ運用の成果が基準価額変動の要因となります。

債券価格と金利の関係(概念図)



※上記は、あくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

## 2. ファンドのポイント

### 2-2. 運用手法

「ガリレオ」は、計量運用モデル群を用いたアクティブ運用を行い付加価値を追求します。

「ガリレオ」では、ベンチマークにおける配分比率から実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産には多く、そうでないと判断するところには少なく配分）させることにより超過収益を目指します。運用戦略は以下の3つの組合せからなります。投資対象を分散するだけではなく、投資手法も分散することで、単一の運用戦略のみで運用する場合に比べて、長期的に安定した付加価値の獲得を目指します。

#### 「ガリレオ」3つの運用戦略

- ①世界債券と円短期金融商品間の「資産間配分戦略」
- ②各国債券市場間における「債券国別配分戦略」
- ③100%為替円ヘッジを基本としながら、各通貨間における「通貨配分戦略」

（注）市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

各戦略が主に採用する投資テーマには、次のようなものが含まれます。

- ・割安度（バリュー）……投資対象の価格が、その資産価値よりも割安と考えられる市場を高く評価します。
- ・成長度（モメンタム）……市場動向や経済情勢等の好調な市場を高く評価します。

配分比率の変更は原則月に1回程度の頻度で行います。各国国債市場を投資対象とした運用を主に行います。投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い+カナダ・ドル売り）。運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

#### ① 資産間配分戦略

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を高めます。また、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低めます。

## 2. ファンドのポイント

### 2-2. 運用手法

#### ② 債券国別配分戦略

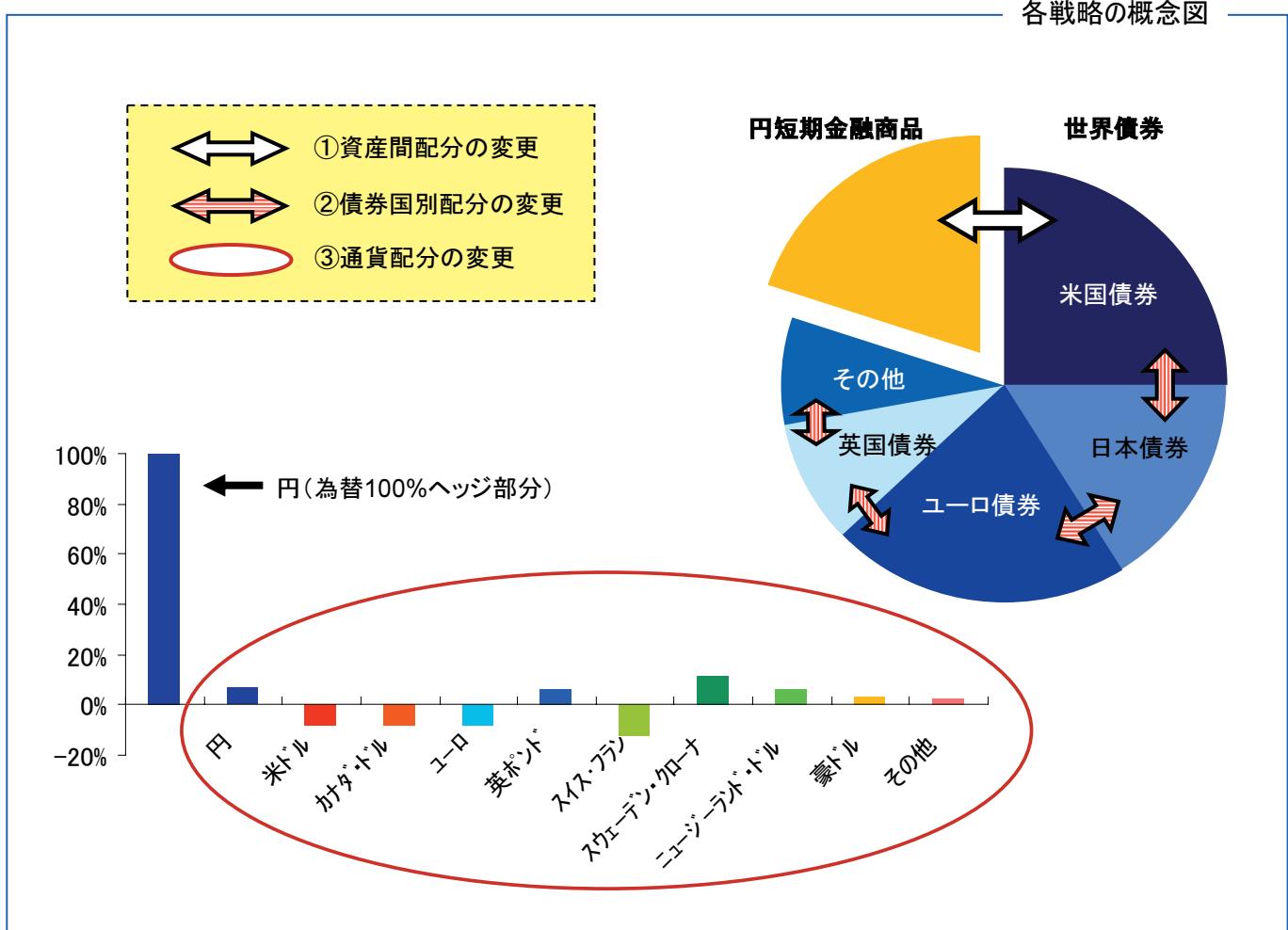
より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を高めるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

#### ③ 通貨配分戦略

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各国通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持つする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

「ガリレオ」は、複数の計量モデル群を用いてポートフォリオの最適化を目指し、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を行い、付加価値を追求します。

各戦略の概念図



上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、「ガリレオ」の運用成果を予測または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。

## 2. ファンドのポイント

### 2-3. 運用方針

#### 本ファンドの運用方針

本ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンドの受益証券の組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

#### マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします(債券先物取引、円短期金融商品等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることができます。)。計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

- (a) 資産配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックスが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル\*を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。
- (b) 運用期間中を通じて、市場配分・通貨配分の見直しを行います\*\*。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

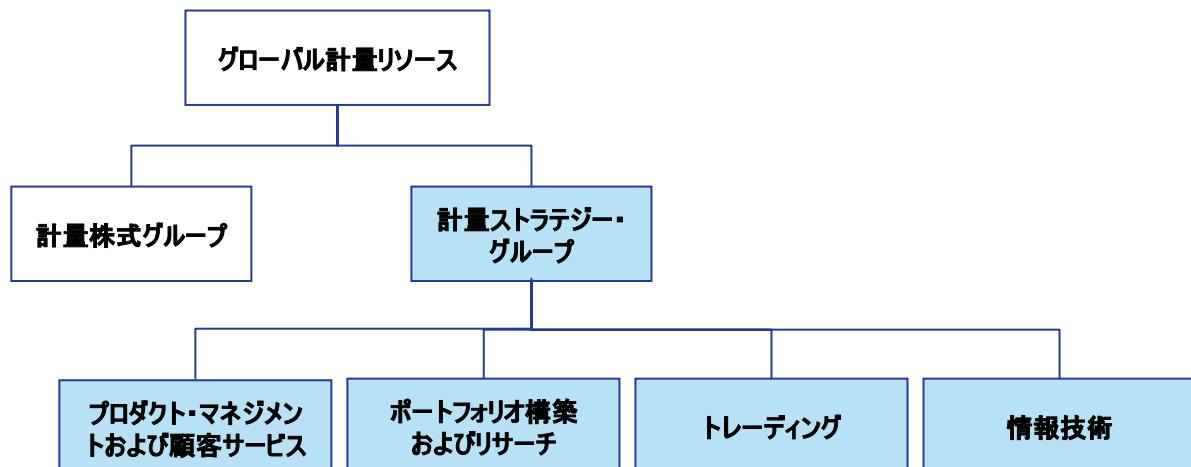
\* ポートフォリオは、主に単独絶対リターン・モデル(各国の資産についてのリターン予測)、市場間リターン・スプレッド・モデル(各国間の資産における相対的なリターンの差を予測)、ブラック・リターマン・モデル(均衡リターン評価モデル)による最適化を目指します。単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組合せにより、モデルを一つだけ用いたときには難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

\*\*運用にあたっては、世界各国債券市場の先物取引および為替予約等も活用します。

### 3. 運用体制

#### 3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制

「ガリレオ」の運用は、米国ニューヨークに本拠を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。）の計量ストラテジー・グループが主として担当します。計量ストラテジー・グループはGSAMニューヨークにおいて計量運用を担当しているグローバル計量リソースに属しています。計量ストラテジー・グループには、実務面・理論面双方での経験者が数多く所属しており、同グループは、豊富な実務経験と学術界での実績との融合を基礎とし構成されています。



・計量ストラテジー・グループは、計量手法を用いて世界分散投資を行うグループです。同グループは、プロダクト・マネジメントおよび顧客サービス（運用にかかるプロダクト・マネジメントおよび顧客サービス等）、ポートフォリオ構築およびリサーチ（運用にかかるポートフォリオ構築、計量運用モデルの調査、研究等）、トレーディング（運用にかかるポートフォリオ構築の執行等）、情報技術（運用にかかる情報技術システムの構築等）等の機能を持ち、これらが相互に関連しながら業務を遂行しています。

2004年4月末現在／上記は今後変更されることがあります。

#### 3-2. 運用体制に関する社内規則等

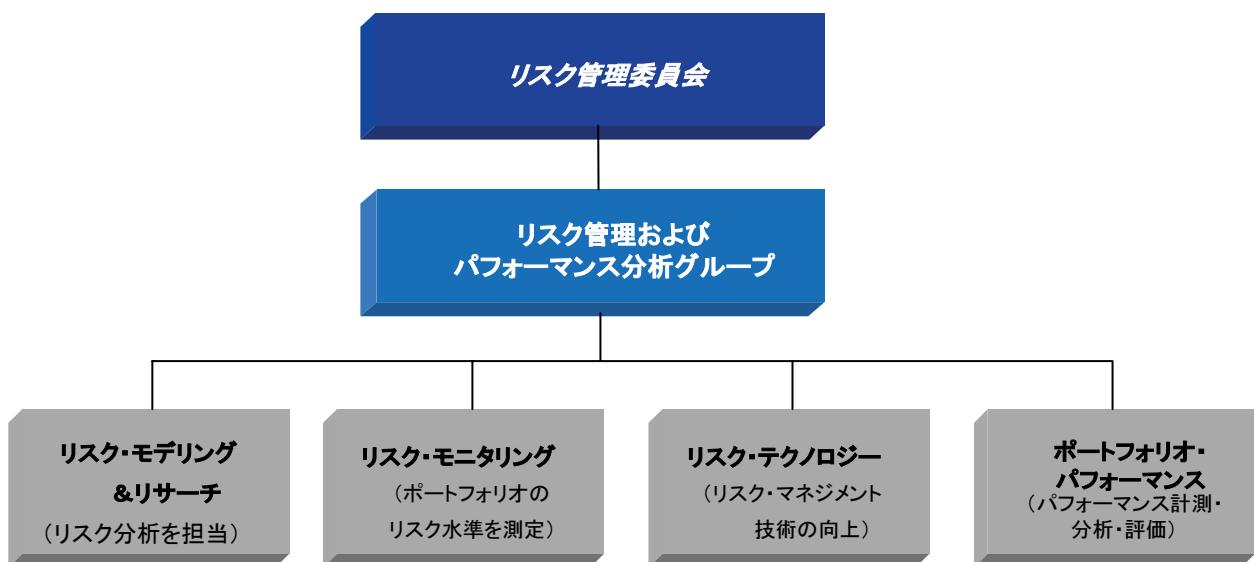
ファンドの運用に関する社内規定として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

### 3. 運用体制

#### 3-3. リスク管理体制

「ガリレオ」においては、主に、ニューヨーク、ロンドン、東京を拠点とする委託会社グループ内に設置されたリスク管理およびパフォーマンス分析グループにより、多角的に運用のリスク管理が行われています。リスク管理およびパフォーマンス分析グループは、運用部門とは独立した組織として、第三者的な視点からポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理およびパフォーマンス分析グループは、委託会社グループにおいてリスク管理についての最終的な責任を負うリスク管理委員会の監督の下、具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否かにつきモニターするほか、トラッキング・エラー（ベンチマークの収益率からのかい離の散らばり具合）が事前に設定された許容範囲内にとどまっているか否か等を点検します（かい離幅がかかる一定の範囲に収まる保証があるわけではありません。）。

また、委託会社および運用の拠点のコンプライアンス部門により、法令および信託約款等の遵守状況につきモニタリングが行われています。



2004年4月末現在／上記は今後変更されることがあります。

## 4. 分配方針

### 4. 分配方針

毎決算時(毎年4月20日および10月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注1) 収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の発行価格は、各決算日の基準価額とします。

(注2) 販売会社によっては、収益分配金を定期的に受取る旨の契約を締結することができます。

## 5. リスクおよび留意点

### 5-1. 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されません。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

#### 1. 債券の価格変動リスク

「ガリレオ」は、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が低下した場合、上昇する傾向にあります  
が、逆に金利の上昇局面では価格は下落する傾向にあります。一般に、債券の値動きの幅は、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があります。

#### 2. 信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

#### 3. 為替リスク

「ガリレオ」は、ヘッジ目的に限らず、ファンドの全体の収益の向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)。

為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

#### 4. デリバティブ取引のリスク

「ガリレオ」は、債券や金利関連のデリバティブに投資することができます。デリバティブの使用に際しては、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性など様々なリスクが伴います。デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が見通しと異なった場合に損失を被るリスクが伴います。

#### 5. 為替取引等の相対取引の相手先に関するリスク

「ガリレオ」では為替取引等の相対取引を行いますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

## 5. リスクおよび留意点

### 5-1. 元本変動リスク

#### 6. 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

#### 7. 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより「ガリレオ」の運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

#### 8. 先物取引等に伴うリスク

「ガリレオ」は、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、プローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより「ガリレオ」が悪影響を被ることがあります。

#### 9. コール・ローンの相手先に関するリスク

「ガリレオ」は余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

## 5. リスクおよび留意点

### 5-2. その他の留意点

#### 1. 計量運用に関する留意点

「ガリレオ」は、ゴールドマン・サックスの計量リスク管理モデルまたは計量運用モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2. 為替ヘッジに関する留意点

「ガリレオ」は、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

#### 3. ベンチマークに関する留意点

「ガリレオ」は、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(100%為替円ヘッジ、円ベース)と1カ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、「ガリレオ」の基準価額も下落する傾向があります。

#### 4. 資産規模に関する留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### 5. 受託銀行の信用力に関する留意点

受託銀行の格付けが低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### 6. 繰上償還に関する留意点

本ファンドは、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合、申込手数料は返還されません。

#### 7. ファミリーファンド方式に関する留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

## 5. リスクおよび留意点

### 5-2. その他の留意点

#### 8. 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

#### 9. 受託銀行の辞任に伴う留意点

受託銀行は、委託会社の承諾を受けて本ファンドの受託者の任務を辞任することができます。この場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託者を選任しますが、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 10. その他の留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込みが現実になされるまでは、本ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

各販売会社はその取次会社を通じて受益証券の販売を行うことがあります。さらに取次会社は、販売会社に代わり購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付、その他本ファンドに関する業務を行います。

委託会社は、販売会社またはその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社またはその取次会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

## 6. ファンドの情報提供

### 6-1. 販売会社

本ファンドの販売会社および販売会社ごとの販売条件等につきましては、下記の照会先で入手可能です。

### 6-2. 基準価額

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます。(略称:ガリレオ)

### 6-3. 運用報告書

原則として、年2回の決算時(毎年4月20日および10月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)および信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

### 6-4. その他ディスクロージャー資料

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

(照会先) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ : <http://www.gs.com/japan/gsam>

## 7. お申込手続き

### 7-1. お買付け

#### 1. 申込(払込)取扱場所

本ファンドの販売会社において、お申込みを取扱います。販売会社については、前記「6.ファンドの情報提供」記載の照会先までお問い合わせください。お申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。

なお、販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社または当該登録金融機関が本ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

#### 2. お申込みの方法

(a) お買付けのお申込みは、ロンドンまたはニューヨークの休業日である場合を除く毎営業日<sup>\*1</sup>の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)<sup>\*2</sup>までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。

\*1 収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受付けるものとします。

\*2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(b) お買付けに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(c) 本ファンドの受益証券は原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券は、販売会社においてすべて保護預りとさせていただきます。

#### 3. お申込単位

1万円以上1円単位

(販売会社によって最低申込単位が異なる場合があります。)

- ・ 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

#### 4. お申込価額

お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額です。

## 7. お申込手続き

- ・自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

\* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(組入有価証券等を時価で評価した資産総額から負債総額を控除したもの)をその時の受益権総口数で除した 1 万口当たりの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

お申込みには申込手数料がかかります。詳しくは、「8-1. 手数料、信託報酬および諸費用」をご覧ください。

### 5. お申込代金のお支払日

お申込代金のお支払日は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社は、追加設定を行う日に、本ファンドのお申込金額を、本ファンドの委託者である委託会社に支払い、委託会社はこれを本ファンドの受託銀行に払込みます。なお、本ファンドは、上記に従い受託者に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益証券を取得しません。

## 7-2. ご換金

### 1. ご換金の方法

ご換金の方法は「解約請求制」と「買取請求制」があります。

ご換金のお申込みは、毎営業日(ただし、ロンドンまたはニューヨークの休業日を除きます。)の午後 3 時(国内の証券取引所の半休日は午前 11 時)\*までに販売会社にお申込みください。かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 販売会社によっては午後 3 時(国内の証券取引所の半休日は午前 11 時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

### 2. ご換金単位

1 口単位でご換金できます。

### 3. ご換金価額

ご換金のお手取額は、以下のとおりとなります。

◇解約請求制の場合

ご換金の請求日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が受益者ごとの個別元本<sup>\*1</sup>を上回った場合その超過額に対して個人の受益者については 10% (所得税

## 7. お申込手続き

7%および地方税 3%)<sup>\*2</sup>、法人の受益者については 7%(所得税 7%)<sup>\*3</sup>を差引いた金額となります。

### ◇買取請求制の場合

買取受付日の翌営業日の基準価額となります。<sup>\*4</sup>

\*1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

\*2 2008年4月1日以降は、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

\*3 2008年4月1日以降は、15%(所得税 15%)となる予定です。

\*4 ただし、一定の要件を満たしていない場合には、基準価額を基準として算定した個別元本超過額に対して 7%として計算した所得税相当額を控除することとなります。また、別途買取差益について譲渡所得として個人受益者の場合 10%(所得税 7%および地方税 3%)の申告分離課税が適用されるため、原則として確定申告を行うことが必要となります。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

### 4. ご換金代金のお支払日

ご換金の代金は原則として、換金申込日から起算して 5 営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いいたします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

### 7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点

#### 1. お買付け

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、お買付けのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みを取消すことができます。

#### 2. ご換金

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、ご換金のお申込みの受付を中止またはすでに受けたご換金のお申込みを保留または取消させていただくことがあります。

なお、上記により受益証券のご換金のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付け

## **7. お申込手続き**

たご換金のお申込みが保留された場合には、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、当該受益証券のご換金代金は、当該中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として上記に準じて計算された価額とします。

## 8. 費用および税金

### 8-1. 手数料、信託報酬および諸費用

#### 1. 申込手数料

- (a) 2.10%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(取得申込日の翌営業日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または前記「6.ファンドの情報提供」記載の照会先までお問合せください。申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。

お支払いいただく金額(お申込代金)の中から申込手数料ならびに当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を差し引かせていただきます。

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### 2. 換金(解約・買取)手数料

換金(解約・買取)請求には手数料はかかりません。

#### 3. 信託報酬等

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率 1.575% (税込)を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

支 払 先 各販売会社の 取扱いに係る純資産総額	委託会社	販売会社	受託銀行
300 億円未満の部分	年率 0.735% (税込)	年率 0.735% (税込)	年率 0.105% (税込)
300 億円以上 2,500 億円未満の部分	年率 0.63% (税込)	年率 0.84% (税込)	年率 0.105% (税込)
2,500 億円以上の部分	年率 0.5775% (税込)	年率 0.8925% (税込)	年率 0.105% (税込)

なお、委託会社の報酬には、GSAM ニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して

## 8. 費用および税金

支払われます。

### 4. その他の手数料等

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了の時、信託財産中から委託会社に対して支払います。

## 8. 費用および税金

### 8-2. 課税上の取扱い

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は 2004 年 7 月 20 日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

#### 個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対し 10%(所得税 7%、地方税 3%) <sup>*3</sup>
換金時 買 取 請 求 による場合	所得税および地方税	基準価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 10%(所得税 7%、地方税 3%) <sup>*3</sup>
	換金時の支払なし <sup>*2</sup>	<別途買取差益について譲渡所得として 10%(所得税 7%および地方税 3%) <sup>*4</sup> の申告分離課税が適用されるため、原則として確定申告を行うことが必要となります。>
償 還 時	所得税および地方税	償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 10%(所得税 7%、地方税 3%) <sup>*3</sup>

\*1 法人の受益者の場合、原則として 7%(所得税 7%)の源泉徴収となります。ただし、2008 年 4 月 1 日以降は 15% (所得税 15%)となる予定です。買取請求の場合は、個人の場合同様、原則として換金時の支払はありませんが、一定の要件を満たしていない場合には、基準価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 7%(2008 年 4 月 1 日以降は 15%となる予定)として計算した所得税相当額を控除することになります。

\*2 ただし、一定の要件を満たしていない場合には、個別元本超過額に対して 7%(2008 年 4 月 1 日以降は 15%となる予定)として計算した所得税相当額を控除することになります。

\*3 2008 年 4 月 1 日以降は、同税率は 20%(所得税 15%、地方税 5%)となる予定です。

\*4 2008 年 1 月 1 日以降は、同税率は 20%(所得税 15%、地方税 5%)となる予定です。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

#### 〈個別元本について〉

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益証券を保有していた場合、2000 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出

## 8. 費用および税金

が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

### <一部解約時および償還時の課税について>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### <収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ◇ 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### ① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率による源泉徴収が行われます。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

また、2004年1月1日以降に買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

買取の場合、原則として買取請求時の手取額は買取受付日の翌営業日の基準価額とな

## 8. 費用および税金

りますが、一定の要件を満たしていない場合には、個別元本超過額に対して 7%(2008 年 4 月 1 日以降は 15%となる予定です。)として計算した所得税相当額を控除することとなります。また、上記のとおり、原則として確定申告を行うことが必要です。なお、公募株式投資信託の譲渡によって生じた損失は、上場株式と同様に、2004 年より 3 年間の繰越が可能です。

### ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2008 年 4 月 1 日以降は、同税率は 15%(所得税 15%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

買取の場合、原則として買取請求時の手取額は買取受付日の翌営業日の基準価額となりますが、一定の要件を満たしていない場合には、個別元本超過額に対して 7%(2008 年 4 月 1 日以降は 15%となる予定です。)として計算した所得税相当額を控除することとなります。この所得税相当額については、税額控除の適用はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

(注) 詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 9. 信託の終了・約款の変更等

### 9-1. 信託の終了

#### 1. 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記 2.に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### 2. その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記9-2.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が 1 か月を下らずにその公告および書面

## **9. 信託の終了・約款の変更等**

の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

### **9-2. 約款変更**

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

### **9-3. 反対者の買取請求権**

前記9-1.に規定する信託契約の解約または前記9-2.に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記9-1.または前記9-2.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

## 9. 信託の終了・約款の変更等

### 9-4. その他の契約の変更

#### 1. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の証券投資信託受益証券の募集、販売の取扱い等に関する契約(以下、「募集・販売契約」といいます。)は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### 2. 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社(GSAM ニューヨーク)との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

## 10. 受益者の権利等

### 10. 受益者の権利等

1. 収益分配金受領権に関する内容および権利行使の手続  
委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。
2. 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続  
償還金は、原則として信託終了日後 5 営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。  
受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
3. 一部解約金・買取代金の受領権に関する内容および権利行使の手続  
一部解約金・買取代金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「7-2. ご換金」をご参考ください。  
一部解約金・買取代金は原則として一部解約の請求日または買取の受付日より起算して 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
4. 記名式受益証券の場合の権利行使  
記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、償還金および一部解約金の支払いの場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。  
委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
5. 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責  
受託銀行は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。  
受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 11. 内国投資信託受益証券事務の概要

### 11. 内国投資信託受益証券事務の概要

#### 1. 受益証券の名義書換

##### (a) 記名式受益証券の名義書換手続

「記名式受益証券名義書換請求書」に記入のうえ、印鑑登録印(販売会社への登録印)を押捺して、印鑑登録票二葉および当該受益証券を添付して、販売会社経由で委託会社に提出することにより記名式の受益証券の所持人は名義書換を請求することができます。名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

##### (b) 取扱場所・取次所・代理人

記名式受益証券の名義書換は販売会社にて取扱います。

##### (c) 手数料

記名式受益証券の名義書換には手数料はかかりません。

##### (d) その他

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

#### 2. 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

#### 3. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### 4. 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

## 12. ファンドの概況

### 12-1. ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は 1997 年 5 月 1 日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は 2001 年 11 月 30 日であり、同日より運用を開始しました。

### 12-2. 投資対象および投資制限

本ファンドの投資対象および投資制限については、巻末の信託約款をご覧ください。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象および投資制限となっています。

### 12-3. ファンドの関係法人

#### 1. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

証券投資信託である本ファンドの委託者として、受託銀行と、本ファンドの当初の払込期日である 1997 年 5 月 1 日に本ファンドの信託契約を締結しました。投資信託の仕組みは、多数の投資家から預かる資金を、投資家のために利殖の目的で、専門の機関が主として有価証券に投資し、運用の成果をすべて投資家に返すものです。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。その場合、これに関連して発生する費用が信託事務の処理等に要する諸費用の一部として、信託報酬とは別途本ファンドから支払われることがあります。詳しくは前記8-1.「4. その他の手数料等」をご参照ください。

#### 2. 投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク))

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約に基づき、下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。GSAM ニューヨークは、マザーファンドについても委託会社より債券(債券先物取引等を含みます。)および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

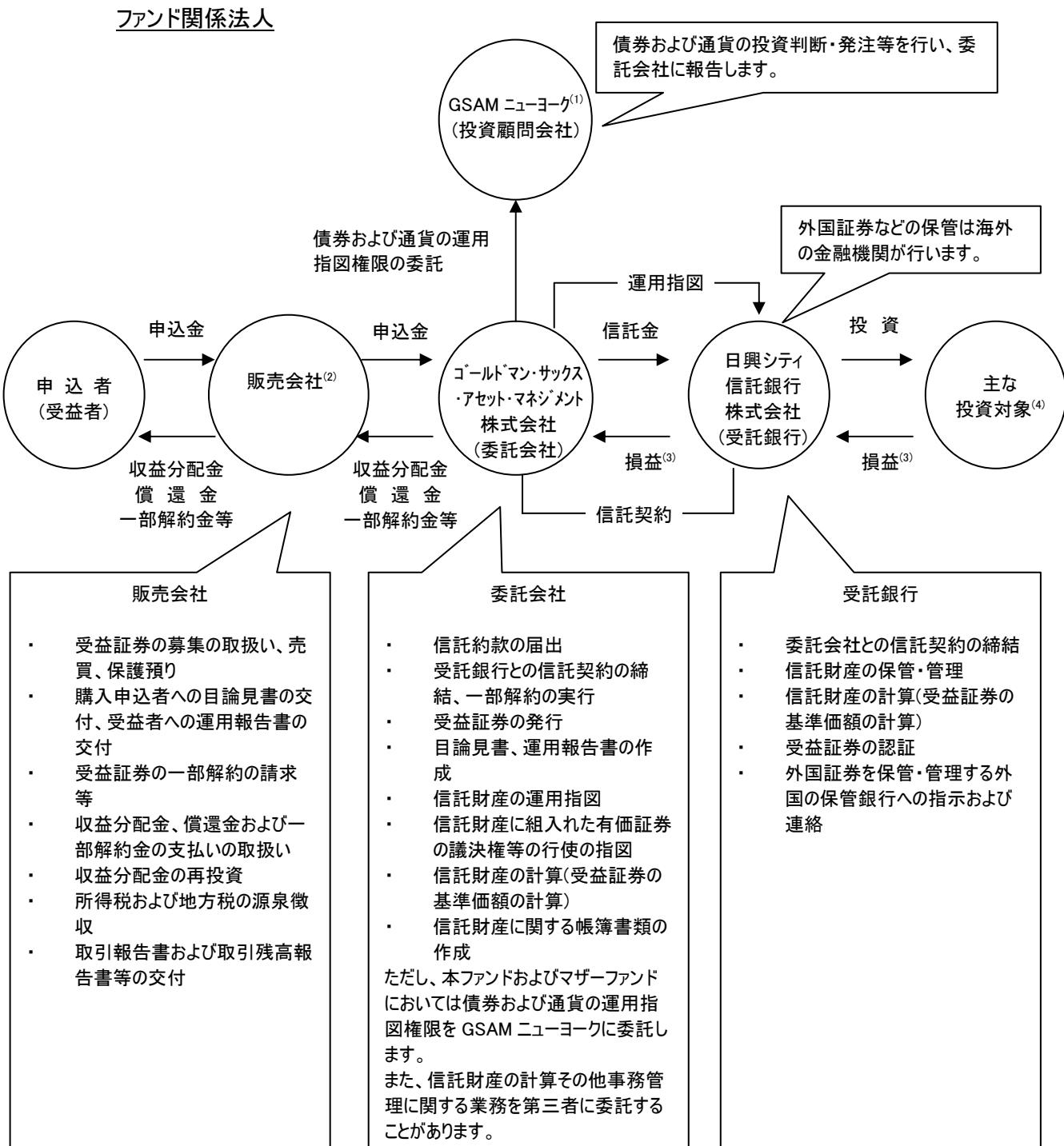
#### 3. 受託銀行(日興シティ信託銀行株式会社)

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

#### 4. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の募集・販売契約に基づき、下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

## 12. ファンドの概況



(1) GSAM ニューヨークの正式名称はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーです。

(2) 販売会社のためにお申込みの取次ぎを行う取次会社は、販売会社の上記各業務の全部または一部を行います。

(3) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

(4) 本ファンドは主として、マザーファンドの受益証券に投資します。マザーファンドは上図と同様の仕組みにより投資を行います。なお、上図中の債券には債券先物取引が含まれます(いわゆるレバレッジを使った運用は原則として行いません。)。

## 13. 委託会社等の概況

### 13. 委託会社等の概況

#### 1. 資本金

委託会社の資本の額は金 4 億 9,000 万円です(2004 年 7 月 20 日現在)。

#### 2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996 年 2 月 6 日	会社設立
1996 年 2 月 23 日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
1998 年 12 月 1 日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
2000 年 11 月 30 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可
2001 年 8 月 13 日	有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加
2002 年 1 月 18 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録
2002 年 3 月 29 日	投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可
2002 年 4 月 1 日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

#### 3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所： 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー  
代表者の役職氏名： 代表取締役 土岐 大介

#### 4. 大株主の状況

(2004 年 7 月 20 日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニュー ヨーク市オールド・ストリップ 32 番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グル ープ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニュー ヨーク市ブロード・ストリート 85 番地	64	1

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、証券取引法第 193 条の2の規定に基づき、第 13 期計算期間(2003 年 4 月 22 日から 2003 年 10 月 20 日まで)及び、第 14 期計算期間(2003 年 10 月 21 日から 2004 年 4 月 20 日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 独立監査人の監査報告書

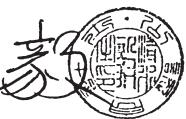
平成15年11月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中



中央青山監査法人

代表社員 公認会計士  
関与社員

清水 一  


当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成15年4月22日から平成15年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成15年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 独立監査人の監査報告書

平成16年6月8日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士  
関与社員

清水



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成15年10月21日から平成16年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成16年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 14-1. 財務諸表

#### ガリレオ

##### (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第13期 (2003年10月20日現在)	第14期 (2004年4月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		55,326,822,865	51,898,486,048
未収入金		49,050,010	92,754,509
流動資産合計		55,375,872,875	51,991,240,557
資産合計		55,375,872,875	51,991,240,557
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		282,120,440	261,011,019
未払解約金		49,050,010	92,754,509
未払受託者報酬		30,845,276	28,134,552
未払委託者報酬		431,833,909	393,883,689
その他未払費用		307,841	5,090,956
流動負債合計		794,157,476	780,874,725
負債合計		794,157,476	780,874,725
純資産の部			
元本			
元本		51,294,625,607	47,456,548,922
剩余金			
期末剩余金		3,287,089,792	3,753,816,910
(うち分配準備積立金)		(2,991,515,520)	(3,384,713,082)
剩余金合計		3,287,089,792	3,753,816,910
純資産合計		54,581,715,399	51,210,365,832
負債・純資産合計		55,375,872,875	51,991,240,557

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### (2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第13期 自 2003年4月22日 至 2003年10月20日		第14期 自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	
		金額(円)		金額(円)	
経常損益の部					
営業損益の部					
営業収益					
有価証券売買等損益		2,270,112,344	2,270,112,344	1,469,947,892	1,469,947,892
営業費用					
受託者報酬		30,845,276		28,134,552	
委託者報酬		431,833,909		393,883,689	
その他費用		307,841	462,987,026	5,090,956	427,109,197
営業利益			1,807,125,318		1,042,838,695
経常利益			1,807,125,318		1,042,838,695
当期純利益			1,807,125,318		1,042,838,695
一部解約に伴う当期純利益分配額			367,097,841		88,782,421
期首剰余金			2,386,328,755		3,287,089,792
剰余金増加額		293,668,276	293,668,276	108,986,734	108,986,734
当期追加信託に伴う剰余金増加額					
剰余金減少額		550,814,276	550,814,276	335,304,871	335,304,871
当期一部解約に伴う剰余金減少額					
分配金			282,120,440		261,011,019
期末剰余金			3,287,089,792		3,753,816,910

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 重要な会計方針

区分	第13期 自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	第14期 自 2003年10月21日 至 2004年4月20日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	計算期間の取扱い 2003年4月20日が休業日のため、 本計算期間期首は2003年4月22日 としております。	

### 注記事項

(貸借対照表関係)

区分	第13期 (2003年10月20日現在)	第14期 (2004年4月20日現在)
元本の推移		
期首元本額	60,903,994,345円	51,294,625,607円
期中追加設定元本額	4,056,391,885円	1,384,346,168円
期中一部解約元本額	13,665,760,623円	5,222,422,853円

(損益及び剩余金計算書関係)

第13期 自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	第14期 自 2003年10月21日 至 2004年4月20日
分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (771,944,879円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益 (668,082,598円)、信託約款に規定する収益調整金(295,574,272円)及び分配準備積立金 (1,833,608,483円)より、分配対象収益は 3,569,210,232円(1口当たり0.069582円)であり、うち282,120,440円(1口当たり0.0055円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益 (684,536,651円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益 (269,519,623円)、信託約款に規定する収益調整金(369,103,828円)及び分配準備積立金 (2,691,667,827円)より、分配対象収益は 4,014,827,929円(1口当たり0.084600円)であり、うち261,011,019円(1口当たり0.0055円)を分配金額としております。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

(有価証券関係)

### 売買目的有価証券

種類	第13期(2003年10月20日現在)		第14期(2004年4月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	55,326,822,865	1,942,750,144	51,898,486,048	1,382,748,679
合計	55,326,822,865	1,942,750,144	51,898,486,048	1,382,748,679

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第13期 (2003年10月20日現在)	第14期 (2004年4月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0641円	1.0791円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

① 有価証券明細表

#### (ア)株式

該当事項はありません。

##### (イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	43,484,278,214	51,898,486,048	—
合計	—	43,484,278,214	51,898,486,048	—

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

#### 「ガリレオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(2003年10月20日現在)	(2004年4月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,075,730,799	3,440,555,936
金銭信託		11,769,490	2,339,796
コール・ローン		6,893,895,815	4,859,286,884
国債証券		35,098,970,043	34,962,057,441
特殊債券		6,539,578,500	6,516,452,683
派生商品評価勘定		3,603,579,032	2,220,113,627
未収利息		833,108,762	404,384,194
前払費用		—	189,381,948
差入委託証拠金		1,954,924,577	2,439,864,886
流動資産合計		57,011,557,018	55,034,437,395
資産合計		57,011,557,018	55,034,437,395
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		981,446,860	2,083,121,592
未払解約金		49,520,167	96,261,963
流動負債合計		1,030,967,027	2,179,383,555
負債合計		1,030,967,027	2,179,383,555
純資産の部			
元本			
元本		48,189,967,360	44,285,560,425
剩余金			
期末剩余金		7,790,622,631	8,569,493,415
剩余金合計		7,790,622,631	8,569,493,415
純資産合計		55,980,589,991	52,855,053,840
負債・純資産合計		57,011,557,018	55,034,437,395

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

重要な会計方針

区分	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>国債証券・特殊債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>国債証券・特殊債券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	<p>(1)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2)先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1)為替予約取引 同左</p> <p>(2)先物取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

区分	(2003年10月20日現在)	(2004年4月20日現在)
元本の推移		
期首元本額	57,315,253,250円	48,189,967,360円
期中追加設定元本額	4,394,343,677円	1,586,160,679円
期中一部解約元本額	13,519,629,567円	5,490,567,614円
元本の内訳		
ガリレオ	47,625,740,609円	43,484,278,214円
DCガリレオ	564,226,751円	801,282,211円
合計	48,189,967,360円	44,285,560,425円

#### (有価証券関係)

##### 売買目的有価証券

種類	(2003年10月20日現在)		(2004年4月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	35,098,970,043	△719,909,118	34,962,057,441	△603,720,214
特殊債券	6,539,578,500	4,968,600	6,516,452,683	4,871,510
合計	41,638,548,543	△714,940,518	41,478,510,124	△598,848,704

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

(デリバティブ取引等関係)

### I 取引の状況に関する事項

自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日
<p><b>1. 取引の内容</b>  当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。</p> <p><b>2. 取引に対する取組方針</b>  デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p><b>3. 取引の利用目的</b>  デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p><b>4. 取引に係るリスクの内容</b>  当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p><b>5. 取引に係るリスク管理体制</b>  デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p><b>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</b>  取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p><b>1. 取引の内容</b>  同左</p> <p><b>2. 取引に対する取組方針</b>  同左</p> <p><b>3. 取引の利用目的</b>  同左</p> <p><b>4. 取引に係るリスクの内容</b>  同左</p> <p><b>5. 取引に係るリスク管理体制</b>  同左</p> <p><b>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明</b>  同左</p>

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### II 取引の時価等に関する事項

#### (1) 債券関連

区分	種類	(2003年10月20日現在)				(2004年4月20日現在)			
		契約額等 (円)	251 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	251 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	売建	23,170,597,902	—	22,789,153,570	381,444,332	21,222,715,832	—	21,160,122,176	62,593,656
	買建	26,940,608,396	—	26,973,744,851	33,136,455	6,121,883,425	—	5,955,998,250	△165,885,175
合計		50,111,206,298	—	49,762,898,421	414,580,787	27,344,599,257	—	27,116,120,426	△103,291,519

#### (2) 通貨関連

区分	種類	(2003年10月20日現在)				(2004年4月20日現在)			
		契約額等 (円)	251 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	251 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	23,243,903,620	—	21,425,403,200	1,818,500,420	44,699,332,780	—	45,055,348,000	△356,015,220
	カナダドル	9,914,765,132	—	9,592,424,000	322,341,132	11,679,014,720	—	11,692,956,000	△13,941,280
	オーストラリアドル	74,796,160	—	75,140,000	△343,840	79,407,000	—	80,430,000	△1,023,000
	ニュージーランドドル	4,336,458,910	—	4,191,891,000	144,567,910	2,356,600,170	—	2,330,496,000	26,104,170
	シンガポールドル	3,475,775,940	—	3,298,050,000	177,725,940	63,194,000	—	64,640,000	△1,446,000
	英ポンド	2,690,751,530	—	2,673,921,000	16,830,530	5,113,542,870	—	5,057,710,000	55,832,870
	イスラエルペソ	11,242,939,640	—	10,793,196,000	449,743,640	11,140,841,140	—	10,907,770,000	233,071,140
	スウェーデンクローナ	207,614,069	—	205,422,000	2,192,069	3,140,875,280	—	3,022,407,000	118,468,280
	ノルウェーカrone	1,085,556,240	—	1,038,150,000	47,406,240	8,108,096,650	—	8,297,016,000	△188,919,350
	ユーロ	21,780,644,420	—	21,660,338,000	120,306,420	25,844,322,000	—	24,946,726,000	897,596,000
	買建								
	米ドル	45,255,660	—	43,596,000	△1,659,660	24,281,890,800	—	23,898,280,000	△383,610,800
	カナダドル	4,832,585,606	—	4,717,856,000	△114,729,606	48,183,600	—	48,318,000	134,400
	オーストラリアドル	3,257,244,150	—	3,193,450,000	△63,794,150	6,134,572,720	—	6,128,766,000	△5,806,720
	ニュージーランドドル	2,870,629,160	—	2,699,862,000	△170,767,160	699,909,250	—	665,856,000	△34,053,250
	シンガポールドル	2,586,134,900	—	2,393,442,000	△192,692,900	4,254,880,850	—	4,363,200,000	108,319,150
	英ポンド	6,265,781,910	—	6,155,656,000	△110,125,910	2,584,766,500	—	2,557,775,000	△26,991,500
	イスラエルペソ	276,484,500	—	271,062,000	△5,422,500	5,672,666,400	—	5,533,780,000	△138,886,400
	スウェーデンクローナ	8,827,579,520	—	8,630,538,000	△197,041,520	5,379,187,040	—	5,252,121,000	△127,066,040
	ノルウェーカrone	35,953,590	—	35,374,000	△579,590	10,958,720,560	—	11,118,756,000	160,035,440
	ユーロ	1,547,664,280	—	1,512,847,000	△34,817,280	3,553,808,330	—	3,472,335,000	△81,473,330
合計		108,598,518,937	—	104,607,618,200	2,207,640,185	175,793,812,660	—	174,494,686,000	240,328,560

(注) 時価の算定方法

##### ・先物取引

- 先物取引の残高表示は、契約額によってあります。
- 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

### (1口当たり情報)

区分	(2003年10月20日現在)	(2004年4月20日現在)
1口当たり純資産額	1.1617円	1.1935円

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	32,600,000.00	51,385,750.00	
		US TREASURY N/B 5.75%	55,600,000.00	61,733,402.80	
		FANNIE MAE-BB 0%	60,000,000.00	59,893,866.58	
	特殊債券			173,013,019.38 (18,823,816,507)	
				11,100,000.00	
				14,080,461.00	
	英ポンド	UK TREASURY 8%		14,080,461.00 (2,767,937,023)	
				65,300,000.00	
				34,300,000.00	
	ユーロ	DEUTSCHLAND REP 5%		37,408,266.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.25%		40,900,000.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.375%		44,840,715.00	
小計				152,377,263.00 (19,886,756,594)	
合計				41,478,510,124 (41,478,510,124)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	65.4%	45.4%
	特殊債券 1銘柄	34.6%	
英ポンド	国債証券 1銘柄	100.0%	6.7%
ユーロ	国債証券 3銘柄	100.0%	47.9%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引等関係)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 14-2. ファンドの現況

#### (1) 純資産額計算書

(2004年4月30日現在)

I 資産総額	50,714,878,898円
II 負債総額	50,238,164円
III 純資産総額(I - II)	50,664,640,734円
IV 発行済口数	47,204,764,774口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0733円

#### (2) 投資有価証券の主要銘柄

(2004年4月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ガリレオ・ マザーファンド	42,680,107,253	1.1928	50,913,097,885	1.1876	50,686,895,373	100.04

#### 種類別投資比率(2004年4月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (3) 投資不動産物件(2004年4月30日現在)

該当事項はありません。

#### (4) その他投資資産の主要なもの(2004年4月30日現在)

該当事項はありません。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 参考情報

＜ガリレオ・マザーファンド＞

#### (1) 純資産額計算書

(2004年4月30日現在)

I 資産総額	52,891,888,141円
II 負債総額	1,260,262,546円
III 純資産総額(I - II)	51,631,625,595円
IV 発行済口数	43,474,818,254口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1876円

#### (2) 投資有価証券の主要銘柄

(2004年4月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.75%	55,600,000	12,252.30	6,812,280,998	12,090.22	6,722,163,363	5.75	2010/8/15	13.02
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	32,600,000	17,393.91	5,670,417,512	17,142.18	5,588,353,395	11.25	2015/2/15	10.82
アメリカ	特殊債券	FANNIE MAE-BB 0%	60,000,000	11,018.53	6,611,118,144	11,018.53	6,611,118,144	0.0	2004/6/23	12.81
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5%	65,300,000	14,171.71	9,254,128,092	14,085.93	9,198,117,671	5.0	2012/1/4	17.81
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.375%	40,900,000	14,467.43	5,917,180,751	14,387.59	5,884,527,909	5.375	2010/1/4	11.40
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.25%	34,300,000	14,391.82	4,936,394,781	14,312.24	4,909,101,626	5.25	2010/7/4	9.51
イギリス	国債証券	UK TREASURY 8%	11,100,000	24,820.93	2,755,123,803	24,712.92	2,743,134,711	8.0	2015/12/7	5.31

#### 種類別投資比率(2004年4月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	67.87
特殊債券	12.81
合計	80.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (3) 投資不動産物件(2004年4月30日現在)

該当事項はありません。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### (4) その他投資資産の主要なもの

#### 有価証券先物取引等

(2004年4月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	売建	4,500,000,000	日本円	6,178,500,000	6,180,750,000	6,180,750,000	△11.97
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 0406	買建	180	ドル	20,055,938.4	19,830,938.4	2,188,344,052	4.24
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 0406	売建	73	カナダドル	7,971,600	7,942,400	638,330,688	△1.24
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 0406	売建	528	ユーロ	60,429,600	60,038,880	7,922,730,605	△15.34
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 0406	買建	460	オーストラリアドル	46,516,851.4	46,205,877.6	3,670,132,857	7.11
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT	売建	277	ポンド	29,688,860	29,572,520	5,786,454,988	△11.21
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	FED BND 0406	売建	57	スイス Franc	7,302,840	7,251,540	619,861,638	△1.20

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### 14-3. 運用状況

#### (1) 投資状況

(2004年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
外貨建公社債親投資信託受益証券	—	50,686,895,373	100.04
その他の資産			
その他の資産	—	27,983,525	0.05
小計	—	27,983,525	0.05
負債	—	50,238,164	0.09
合計(純資産総額)	—	50,664,640,734	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 参考情報

##### <ガリレオ・マザーファンド>

(2004年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	12,310,516,758	23.84
	ドイツ	19,991,747,206	38.72
	イギリス	2,743,134,711	5.31
特殊債券	アメリカ	6,611,118,144	12.81
小計		41,656,516,819	80.68
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	6,372,555,902	12.34
差入委託証拠金	—	2,437,845,152	4.72
その他の資産	—	2,424,970,268	4.70
小計		11,235,371,322	21.76
負債	—	1,260,262,546	2.44
合計(純資産総額)	—	51,631,625,595	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### (2) 運用実績

#### ① 純資産の推移

2004年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(1997年10月20日)	145,594	149,758	1.0000	1.0286
2期	(1998年4月20日)	169,764	174,833	1.0048	1.0348
3期	(1998年10月20日)	242,572	248,612	1.0000	1.0249
4期	(1999年4月20日)	346,783	346,783	0.9873	0.9873
5期	(1999年10月20日)	267,702	267,702	0.9265	0.9265
6期	(2000年4月20日)	198,002	198,002	0.9542	0.9542
7期	(2000年10月20日)	166,052	166,052	0.9698	0.9698
8期	(2001年4月20日)	144,274	144,274	0.9934	0.9934
9期	(2001年10月22日)	124,383	127,043	1.0100	1.0316
10期	(2002年4月22日)	114,183	114,298	0.9959	0.9969
11期	(2002年10月21日)	76,531	80,692	1.0115	1.0665
12期	(2003年4月21日)	68,290	63,594	1.0392	1.0442
13期	(2003年10月20日)	54,581	54,863	1.0641	1.0696
14期	(2004年4月20日)	51,210	51,471	1.0791	1.0846
	2003年5月末日	61,342	—	1.0756	—
	2003年6月末日	60,999	—	1.0761	—
	2003年7月末日	57,280	—	1.0599	—
	2003年8月末日	56,212	—	1.0636	—
	2003年9月末日	55,719	—	1.0803	—
	2003年10月末日	54,682	—	1.0700	—
	2003年11月末日	54,110	—	1.0657	—
	2003年12月末日	53,970	—	1.0717	—
	2004年1月末日	53,350	—	1.0803	—
	2004年2月末日	53,290	—	1.0911	—
	2004年3月末日	52,236	—	1.0944	—
	2004年4月末日	50,664	—	1.0733	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### ②分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 1997年6月1日 至 1997年10月20日	0.0286
第2期	自 1997年10月21日 至 1998年4月20日	0.0300
第3期	自 1998年4月21日 至 1998年10月20日	0.0249
第4期	自 1998年10月21日 至 1999年4月20日	0.0000
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	0.0000
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	0.0000
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	0.0000
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	0.0000
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	0.0216
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	0.0010
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	0.0550
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	0.0050
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	0.0055
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	0.0055

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### ③収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 1997年5月1日 至 1997年10月20日	2.9
第2期	自 1997年10月21日 至 1998年4月20日	3.5
第3期	自 1998年4月21日 至 1998年10月20日	2.0
第4期	自 1998年10月21日 至 1999年4月20日	△1.3
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	△6.2
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	3.0
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	1.6
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	2.4
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	3.8
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	△1.3
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	7.1
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	3.2
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	2.9
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	1.9

## 14. ファンドの経理状況および運用状況

### (3) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 1997年5月1日 至 1997年10月20日	145,589,832,492 (0)	— (—)	145,589,832,492 (0)
第2期	自 1997年10月21日 至 1998年4月20日	92,415,361,924 (0)	69,059,066,663 (0)	168,946,127,758 (0)
第3期	自 1998年4月21日 至 1998年10月20日	93,141,617,553 (0)	19,519,025,873 (0)	242,568,719,433 (0)
第4期	自 1998年10月21日 至 1999年4月20日	131,101,341,069 (0)	22,421,511,427 (0)	351,248,549,075 (0)
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	16,788,990,337 (0)	79,108,573,124 (0)	288,928,966,288 (0)
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	776,727,908 (0)	82,196,775,039 (0)	207,508,919,157 (0)
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	2,605,209,228 (0)	38,882,619,891 (0)	171,231,508,494 (0)
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	2,635,320,038 (0)	28,627,711,107 (0)	145,239,117,425 (0)
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	1,490,966,319 (0)	23,583,202,999 (0)	123,146,880,745 (0)
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	3,707,280,381 (0)	12,199,244,581 (0)	114,654,916,545 (0)
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	1,272,934,520 (0)	40,270,185,477 (0)	75,657,665,588 (0)
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	8,029,284,824 (0)	22,782,956,067 (0)	60,903,994,345 (0)
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	4,056,391,885 (0)	13,665,760,623 (0)	51,294,625,607 (0)
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	1,384,346,168 (0)	5,222,422,853 (0)	47,456,548,922 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 15. その他

### 15. その他

1. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
2. 1または複数の内容の要約仮目論見書を使用することがあります。

有価証券届出書添付書類を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 12 条 1 項 1 号口に規定する書類(以下「要約仮目論見書」といいます。ただし、有価証券届出書による届出が効力を生じた後に使用される場合は「要約目論見書」という表題が用いられることがあります。)として、以下の記載に従い使用します。

- (a) 要約仮目論見書は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

要約仮目論見書の表紙に以下のような文言を記載することがあります。

#### 投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
  - ・ 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
  - ・ 投資信託は、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
  - ・ 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
  - ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- (b) 要約仮目論見書は、使用形態によって字体、レイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、委託会社の名称およびロゴ、本ファンドのロゴ、写真、イラスト、見出しおよびキャッチ・コピーを付加して使用されることがあります。
  - (c) 有価証券届出書の第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「お申込みメモ」、「本ファンドの概要」、「ご投資の手引き」および「費用と税金」として、要約仮目論見書に記載することができます。また、有価証券届出書の第三部「特別情報」の主要内容を要約し、要約仮目論見書に記載することができます。
  - (d) 要約仮目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することができます。
    - ・ 世界に拡がる、債券の魅力。
    - ・ 中長期で短期金融商品を上回る収益を追求。
    - ・ 債券の世界分散投資へ。
    - ・ 回る地球の債券投資。

## 15. その他

- ・ 回る地球に分散投資。
  - ・ 日本を含む世界各国の債券に分散投資し、原則、為替をフルヘッジすることで、安定したリターンを目指します。
- (e) 要約仮目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (f) メモ欄として罫線を記載した頁を設けることがあります。
- (g) 社長のごあいさつ(言及されるデータは適宜更新されます。)を記載することがあります。
- (h) 本ファンドまたはマザーファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、主要または一部組入銘柄(業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。)、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式および先物の合計に基づく実質組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することができます。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。
- (i) 運用実績として基準価額(税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方)および過去の分配実績(各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。)の推移、年換算利回り、設定来または直近 1 週間、1 か月、3 か月、6 か月、1 年、1 年半、2 年、3 年の騰落率等を数値またはグラフで表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。
- また、大要次のような文言を付記することができます。「本ファンドの受益証券の価額は、本ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。受益証券の取得を希望される方は、必ず目論見書をお読み下さい。過去の実績に関する数値・データは将来の結果をお約束するものではありません。組入銘柄、セクター別構成比、市場別構成比、ポートフォリオ構成等は本書各基準日現在の情報であり、変動します。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。本書は個別銘柄を推奨するものではありません。」
- (j) 投資信託に関する評価機関等から本ファンドに関する評価を取得し、当該評価を使用する場合があります。
- (k) 要約仮目論見書は有価証券届出書の効力発生後に使用します。効力発生日は決定し次第記載します。

# 投資信託用語集(1)

## アクティブ運用

ベンチマークとなる指数を上回る投資成果を目標とした運用スタイルを指します。一般的にベンチマークと連動した運用成果を目指すパッシブ運用と対比して用いられます。

→「計量運用」、「ベンチマーク」

## 委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

## インデックス

マーケットの動向を示す指数のことです。例えば、日本の株式市場をあらわす代表的なインデックスには TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などがあります。

## 運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託法の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定來の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

## 株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

→「バランス型」

## 投資信託用語集(2)

### 為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

### 基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

### 計量運用(けいりょううんよう)

運用手法の一つとして、コンピュータ・モデルにより投資対象を評価し、ポートフォリオを構築する運用方法を指します。

### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)

JPモルガンが計算・提供する、代表的な債券指数です。世界の主要な国債市場をカバーしています。世界債券の運用に際して、年金基金など機関投資家もベンチマークとして利用する代表的な指数の一つです。

### 受託銀行(じゆたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

### 信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差し引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

## 投資信託用語集(3)

### バランス型

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類では、「株式投資信託に属するファンドの中で、約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」を指します。

→「**株式投資信託**」

### 販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

### ファミリーファンド方式

投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。

### ベンチマーク

ファンド運用の目標となる指標であり、ファンドの投資対象を勘案して設定されます。日本株式に投資するファンドであれば、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。

→「**アクティブ運用**」

### LIBOR(ライバー)

LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出し手金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられます。

## 信託約款

### 追加型証券投資信託 ガリレオ

#### 運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

##### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

ガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

###### (2) 運用方針

ゴールドマン・サックスが開発した3つの計量モデルを組み合わせて用いることにより、世界債券・通貨の分散投資を行います。

① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。

② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本を含める世界各国の債券に投資します。マザーファンドにおいては、債券市場の国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築には、ゴールドマン・サックスが開発したファンダメンタル分析に基づく3つの異なる計量モデルを使います。

③ 3つのモデルとは、

#### **単独絶対リターン・モデル**

— 各国の資産についてリターン予測を行います。

#### **市場間リターン・スプレッド・モデル**

— 各国間の資産における相対的なリターンの差を予測します。

#### **ブラック・リターマン・モデル**

— 均衡リターン評価モデル

です。ポートフォリオは、この3つのモデルによる最適化を目指します。

④ 単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポート

<信託約款>

フォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組合せにより、モデルを 1 つだけ用いた時には難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

- ⑤ マザーファンドにおいては、運用期間中を通じて、世界各国の先物取引、為替予約等を使用し、市場配分・通貨配分の見直しを行います。
- ⑥ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。

### (3) 投資制限

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託

ガリレオ

約　款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億円～金500億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第7項、第55条、第56条、第57条または第59条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

### (募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

- ② この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、50億口～500億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 7 条 追加信託は、原則として毎月最終営業日(以下「特定日」といいます。)の翌々営業日にこれを行うものとします。ただし、2003 年 1 月 7 日以降は、追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および第 24 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第 31 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額および手数料等)

第 11 条 [削除]

- ② 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)または登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるガリレオ自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込に応じができるものとします。なお、2003年1月6日以降は、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けないものとします。ただし、第48条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- ③ 前項の場合の受益証券の価額は、特定日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に以下に定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に以下に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「取得申込の金額」とは、原則として基準価額に上記手数料および消費税等に相当する金額を加算した金額をいいますが、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に書面で通知することによって、当該証券会社もしくは登録金融機関が取得の申込みに応じる受益証券については基準価額のみとすることができます。2002年11月30日以降は、前項の場合の受益証券の価額は、取得申込日(2002年12月30日以前は特定日)の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

(手数料率)

取得申込の金額が1億円未満の場合 : 2%

取得申込の金額が1億円以上10億円未満の場合 : 1%

取得申込の金額が10億円以上の場合 : 0.5%

④ [削除]

④の2 [削除]

⑤ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込み

を取消すことができます。

⑦ [削除]

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 12 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 42 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 13 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 14 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 16 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 17 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 17 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
- ニ. 外国市場証券先物取引に係る権利
- ホ. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- ヘ. 金銭債権
  - ト. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
  - チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条各号に規定するもののうち、次に掲げるものの
  - a. 金利先渡取引に係る権利
  - b. 為替先渡取引に係る権利
  - c. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
- リ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
  - ロ. 為替手形
  - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者(第19条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第20条から第29条まで、第31条および第37条から第40条までについて同じ。)は、信託金を、主としてガリレオ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)およ

び新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。但し、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  1. 預 金
  2. 指定金銭信託
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 抵当証券
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 70 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式、新株引受権

証券および新株予約権証券または投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託財産相互間取引等)

第18条の2 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客または(ii)かかる投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所 在 地：アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

委託内容：債券および通貨の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者の間で別途合意されるところにしたがい、当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

- 第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相

当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第25条 委託者は、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 29 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の

額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第35条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の

請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
  - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
  - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。
- ③の2 前2項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第39条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 40 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 41 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 42 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日までおよび 10 月 21 日から 4 月 20 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1997 年 5 月 1 日から 1997 年 10 月 20 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間修了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 43 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 44 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けすることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すこと

ができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了の時、信託財産中から委託者に対して支弁します。
- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

- 第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
  - ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

- 第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第47条 [削除]

(収益分配金の再投資)

第 48 条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ③の 2 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ④ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項および第 2 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があつても、そのため生じた損害について、その責を負わないものとします。

第 50 条 [削除]

(償還金の時効)

第 51 条 受益者が、信託終了による償還金について第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 52 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付し

た後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益証券の買取り)

第 53 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者から買取りの請求があるときは、1997 年 10 月最終営業日以降において、第 7 条第 1 項に規定する特定日を買取りの受付日として 1 口単位をもってその受益証券を買い取ります。ただし、2003 年 1 月 6 日以降は、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合を除き、毎営業日に 1 口単位をもって受益証券を買い取ります。前記にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、1997 年 10 月最終営業日前日以前に、または特定日を除く 2002 年 12 月 30 日以前に、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から、次の事由により買取りの請求があるときは、当該請求の日を買取りの受付日として、1 口単位をもってその受益証券を買い取ります。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。1997 年 10 月最終営業日前日以前に受益者から買取りの請求があった場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者より買い取った受益証券を 1997 年 10 月最終営業日以降の特定日において、委託者に一部解約の実行を請求するものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社または登録金融機関が認めるとき

以上にかかわらず、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。

- ② 前項の場合、受益証券の買取価額は、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関する当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、委託者との協議に基づいて、第 1 項による受益証券の買取りを中止することまたはすでに受けた買取請求を保留または取消することができます。

- ④ 前項により受益証券の買い取りが中止された場合またはすでに受け付けた買取請求が保留された場合には、受益者は買取中止または請求保留以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該証券の買取価額は、買取中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取りの受付日として第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第54条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、1997年10月最終営業日以降の特定日において、自己の有する受益証券につき、委託者に当該特定日を一部解約の実行の請求日として、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約の受け付けは、前月の特定日の翌営業日から解約の請求を行なう月の特定日までとします。ただし、2003年1月6日以降は、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合を除き、毎営業日に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受け付け中止または請求保留以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合におい

て、次条第4項中「第1項」とあるのは「第54条第7項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、投資信託委託業者の営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継せることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第 59 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 60 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 60 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第60条の2 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 63 条 第 48 条第 3 項および第 49 条第 3 項の 2 に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する 2000 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第 1 条 本約款第 7 条第 1 項の規定に拘らず、1999 年 12 月に限り、当該規定の「特定日」を 12 月 21 日とします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1997 年 5 月 1 日

委 託 者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受 託 者 日興シティ信託銀行株式会社

回る地球の債券投資。

ガリレオ<sup>®</sup>

